慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	経済時事評論
Sub Title	
Author	安川, 貞三
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1919
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.13, No.3 (1919. 3) ,p.430(154)- 444(168)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19190301-0154

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ち此場合には表示せられたる意思に效果を附與し從て會社は支配人の行爲によりて責任を負ふべきも行爲の相手方に於て支配人の眞意を知り又は知ることを得べかりしときは其行爲の效果は本人たる會社に及ばざるものとす

第三要旨に付きては些か疑なきを得ず手形保證を以て預金又は貸付に關する行爲に外ならずとは吾人の了解に苦しむ所なり貸付の手段として手形保證を爲すことは有らんも此兩者は全然別種の性質を有するに非ずや且つ手形保證は預金又は貸付に關してのみ行はるゝものにあらず本判旨の主意を貫徹せんには先づ手形保證は一般銀行取引に於て預金又は貸付に關して爲さるるの慣例あることを確定せざる可らず此點は預金又は貸付に關する行爲なる法文の解釋問題に非ずして手形保證が預金又は貸付に關聯して一般に銀行取引の一部を成すや否やの事實問題な

經濟時事評論

安川貞三

合同の大勢

吾人に若し現代に於ける經濟社會の大勢如何と問ふ者あらんか、吾人は立ところに合同にありと答ふるに躊躇しない。蓋し今日の社會は自由競爭の社會である。此の自由競爭の社會に於て勝を制し、支配者たるの地位に上り得るものは是れ他人より強大なる力を有するものであつて、其力の之に及ばざるものは其脚下に蹂躙せられて憂きの月日を送らねばならねばならぬ境遇の下に在るのである。此故に現代社會のあらふる方面に於ける人々が合同の方向に走らんとするはこれ自己を保存する唯一の方法であつて苟くも生とし生ける者の避く可からざる道なのである。此故に一方には盛んに合同して大なる勢力を得んと努むるものもあれば、兩虎相ひ撲つ底の互角の地位に在るものは互に合同して其相伴に仆をるゝを防がんとするものもある。而して其餘力は延ひて更に他の方面に壓迫を加へんとするに到るのである。斯くの如くして社會の一方に强力なる一團體の生ずるあれば、之に壓迫せらるゝ他の方面に於ても亦之に對抗せんが爲めには合同の方法によるの外はないのであつて、斯の如くして合同の勢は社會一般に擴大せらるゝに到るのである。今之を實際に見んか。自ら事業を營まんとする企業家は一人の力の及ばざるや組合を造り、會社を設立して其大を致さんとし、競爭烈しくして共に仆るゝの恐れあるや玆にカルテルを組織して競爭の弊を除き、更に進んではトラストを形成し以て一國の市場を支配せんとしてゐるのである。而して他の一方、かかる利益に與かるを得ざる中小企業家に到りては生產、購買、及び信用組合等の各種產業組合を組織して以て如上大企業の壓迫に堪へんとするものであつて、かくて小なるものも亦それ相應の合同によりて對抗策を講じてゐるのである。而して最後の購入者たる消費者亦消費組合を組織して其の經濟的利益の伸長を計ること前者と異なる處はないのである。

貨物市場に於ける需要、供給兩當事者が團結することは早くより社會に認められ特に經濟的自由の制度の認めらるゝや、此等の團結は原則として社會の承認する所であるが、只勞働市場に於ける需要、供給兩者の側に於ける團結は往時久しく禁ぜられて、之を犯すものは嚴罰に處せらるゝの普通であつた。蓋し之れ昔時は勞働

關係が法律其他の公法的規定に律せられてゐたのであるから、勞働者が自ら團結して當該規定以外の勞働條件を強要するは是れ一般に公法に對する違反と目せられてゐたからである。而して此種の規定の發せられたる後も尙結社の禁令の存在してゐたのは多く政治上の理由に出でたのであつた。然れども此の禁令は甚だしく不都合なものである。第一、縱令勞働條件に關する團結の禁令が、企業家、勞働者双方に適用せらるゝとするも、元來企業家なるものは其數少なく、且つ經濟上社交上種々の目的の爲めに會合するの機會があるからして、かかる禁令の存在するも、之を囘避すること困難としない。隨つてかかる禁令の適用を受けて其の經濟的利益を伸張を妨害せらるゝのは事實勞働者ばかりであつて甚だしく不公平のものとなるのである。第二には勞働者は通例資產のないもので自ら每日勞働を賣らなければ生活の出來ないのが普通である。故に個人としての勞働者は勞働の賣主として甚だ弱き地位に在るのであつて、充分自己の權利を主張することの出來ないのである。加之勞働なるものは勞働者の人格と不可分的關係を有するものであるからして、勞働する間は自己心身の全部を仕事の中に沒入せざるを得ないものである。隨つて勞働條件の如何は直ちに勞働者其人の人格の上に影響を及ぼさざれば已まないのである。國家の立場よりすればかかる弱者たる人々の地位は宜しく國家として其改善に努む可きであるのに之れに差別的の待遇をなすと云ふことは甚だしき不正當の處置と云はなければならぬのである。是等の理由からして勞働者の團結を禁止するの法律は十九世紀に及びて其時期に差こそあれ各國何れも之を廢止したのである。

されは今日に於ては合同の大勢は貨物市場にのみ止まらすして、勞働市場に於ても尙之を見るのであつて、則ち勞働の供給者たる勞働者の側に於ては所謂勞働組合を組織して企業家に對抗し以て其勞働條件の改善に努めんとすれば、其の相手方たる勞働の需要者則ち企業家も亦所謂傭主組合（アルバイトグーバーフエルバンド）を組織して、合同によつて益々強力となれる勞働組合に對抗せんとするに到つたのである。

由是觀是今や經濟社會の大勢は合同に次ぐに合同を以てし。此勢に後るゝを恐れんとする概がある。其貨物市場に於けると、勞働市場に於けるとを問はず、又需要者の側に於けると、供給者の側に於けるとを問はないのである。かかる趨勢の下に於て、我國の經濟界も亦此の發展の經路を誤るものに非ず、今や合同の大勢は我經濟社會の全般に亘り熾烈を極めつゝあるに、奇なる哉、獨り勞働市場に於ては尙一の純然たる勞働組合の存立を見ないのである。而して若し之を組織せんとするものあれば從來當局者は百方之を威壓し、之を妨害して已まざるの概があつたのである。蓋し社會の大勢に逆行するの甚だしきものと云はなければならぬ。而して彼等の云ふ所と聞けば、即ち曰く「資本と勞働とは互に協力、調和す可きものであつて、相對抗し相紛爭するものでない。故に資本に對抗するの機關たる勞働組合は不可である。宜しく溫情主義に依り之か調和を計らざる可からず」と。

然かり勞働と資本は互に相調和す可きものであつて、相對抗相抗爭す可きものに非ざるは、之を共同生活をなす可き人として云ふも、將た又生產要素として云ふも疑ふ可からざる所である。然かれども此が故に溫情主義を可とし勞働組合を不可なりとなすに就ては彼等の思想には

慥かに二つの誤謬が存在してゐるのである。温情主義によりて勞働と資本の爭を調和し得ると信ずるは其一であつて、勞働組合を以て兩者の爭を大ならしむるものとなすは其二である。

所謂温情主義とは何ぞ、

温情主義とは何ぞ。吾人は我國の論者の唱ふる此概念中に含まるゝ內容に對して完全なる理解を有たぬものであるけれども恐らくかの佛國又は白耳義等の一部保守的人々の間に其効能の認識せられてゐる所謂恩惠制度（パトロエージシステム）のことが又は之れに類するものであると思ふのである。吾人の此の見解にして誤まるなくんば我國の所謂温情主義とは雇主が其勞働者に對する猶主人の家來に對するの如き温情を以てし、勞働者及び其家族の幸福を增進せんがために法律又は契約以上の特別保護を永續的に與へんとするものであらう。故に温情主義の精神は主從關係であり、其體は永續的の幸福增進設備であると云ふことが出來ると思ふ。而して前者は人格的精神的の問題であつて、後者は物質的經濟的の問題である。蓋し此場合此兩者は離る可からざる關係を有するものであつて、蓋し主從關係の如き主人が其從たる者に對して其生活上の保障を與ふと云ふ物的基礎なくして到底存立し得るものでないからである。

然らば此種の制度によりて一部保守的思想を有する人々の信ずる如く資本と勞働の調和を期することが出來るかと云ふに吾人は其不可能を斷言して憚らないのである。

何を以て然か云ふか、吾輩は此に答へてかの前述せる温情主義の精神的人格的方面たる主從關係の思想は今日の社會制度が許さない。又かの物的經濟的方面たる永久的幸福增進の設備は今日の經濟制度が許さないと云はんと欲するものである。

思ふに今日の社會制度は自由、平等を以て本則とする。何人と雖も自己の爲めに他人の自由を拘束し之を抑壓することを許さないのである。吾人は何れも生れをちるとより學校教育を受くる長き教養の期間を常に朋友と同胞平等の關係を以て接觸し、待遇せられて其間毫も上下の區別を設けられたことはないのである。かかる教養を受けたる人々に對して自ら主人顏をして臨まんとするのは是れ勞働者の反感を起こすと云ふよりは寧ろ滑稽と云ふの外はないのであつて、勞働問題解決上害こそあれ、何等の効果なきは吾輩の信じて疑はざる所である。

論者或は又云はん。然かり今日の社會は各人何れも皆平等なりと雖も、若し企業家たるの地位にあるものが此等勞働者の爲めに其生活を保障せば双方の間に確執を生ずる憂なからんと。

されど吾人は是等の論者に對して更に反問せん。「然らば企業家は其勞働者に對して彼等が自ら滿足する程度に於て其賃銀を仕拂ひ、或は社宅を供し、其他衛生、娛樂の設備をなし得るか。よし財方の豐かなる一部の企業家が之を爲し得るとするも之を凡ての企業家に期待し得るか」と。吾人は到底其可能を夢想だもすることは出來ないのである。蓋し今日の論者がかかることを今日尙信ずるのは今日の經濟組織及び其原則を知らざるの致す所である。かの往昔封建の世に大小名其他の地主が土地を知行し又は所有してゐた時代には是等の者は每年正確に疑なく其收益を擧げ得たのであるから其收益の一部を其家來從者に與へて其生活を永久的に保證するは困難のことでなく、寧ろ易々たることであつて何等之を妨ぐる事情は存在しなかつたのである。而してかかる自然經濟的事情の下に於て兩

者の間に所謂父子の情も啻ならざる永續的、主從的の道德、慣習の發生する又怪しむに足りないのである。けれども今日を以て見ればかかる封建的の社會は廢れて個人的自由の社會となつてゐるのである。自足的、自然的の經濟は交易的の貨幣經濟となつてゐるのである。從つて亦使用價値の社會ではなくして交換價値の社會となつてゐるのである。斯の如くして封建の世の中には封建的道德習慣の發生する如く、營利經濟の今日には又今日の新しき道德習慣が發生するのであつて、舊來の道德は之を維持することの出來ないものなのである。世人或は今日の企業家が其勞働者を待つに酷なるを責むるものがあるけれども、而も今日の社會に於ては强ち之を責むるのは是れ責るものの無理と云はなければならぬ。蓋し斯の如きは是れ春秋の筆法を以てせば企業家の罪に非ずして寧ろ經濟組織其物の致す所であるからである。何となれば今日交易社會に於て大をなさんとするものは須らく貨幣的收益の大なるを期しなければならぬ。而して貨幣的收益の大を致さんとするには可成的生產費を縮少しなければならぬ。而して生產費を縮少するには其の生產費の大部分を占むる勞働賃銀（事業によりては生產費の八割に達するものがある）の縮少に努めなければならぬのは當然である。而して若し企業家にして之を怠たらんか自由競爭の今日にては直ちに之を敢てする他の企業家の爲めに壓倒せられて其存立を維持すること能はざるに到るものだある。之れ企業家が勞働をも他の物的生產資料と等しく之を生產費として考慮せざる可からざる所以であつて、勞働の所有者たる勞働者の人格を無視し、其勞働者に對し聖人たる能はざるは、背に腹は代へられぬ、己むなき所置なのである。況んや

封建の世の物的の土地收穫とは異なり交換價値は常に動搖して已まないのである。今日の大利益も將來交換價値の變動によりては如何なる損害を來たすやも知ることは出來ないのである。今日かゝる事業を營むものが年金其他の方法により勞働者の終身間に於ける生活を保障することの出來ないのは勿論不景氣の際には住宅、衛生、娛樂、食料品の廉價等の永續的設備も之を望むことは困難であると云はなければならぬ。勿論財力の豐かなるものには之を望むことは或は出來るかも知れないけれども凡てに對し之を望むわけにはゆかないのである。既に之が出來なければ勞働者の不平は起らざるを得ない。もし又財力の豐なるものでも若し他の競爭者が勞働者保護に用ふる利益を代價の低廉の爲めに宛つるに到る時は前者が其の競爭に堪ゆることは來ないのである。何れにしても今日の社會にかかる待遇を全企業は求むることの出來ないのは勿論である。況んや勞働者の自覺心の發達せる今日かかる恩惠によつて其の不平の勃發を防がんとする如き到底出來得ることではないのである。蓋し斯の如きは是れ全く中世に於ける社會制度、經濟組織の下に發達したる制度を、全く異なりたる今日の社會制度、經濟組織の中に移殖せんとするもので時代錯誤も亦甚だしと云はなければならぬ。

されば今日の社會に於て勞働者が充分の報酬を受くる能はざるは是れ必ずしも企業家の罪に非ずして、寧ろ企業經濟的生產組織の結果である、かかる生產組織の下に於て企業家をして勞働關係を單に經濟的にのみ取扱ふことのなからしむる道德習慣の發生を求むることは到底出來ない相談である。從つて又勞働者の地位の上進を企業家の恩惠、道德等の自發的意思に求めん

とすることも亦到底出來ることではないのである。此故に勞働者たるものも其地位を改善せんとせば社會に於ける他の人々と同じく亦之れ自己の力を以て其進路を開拓するの外はないのである。而して今日彼等が逆境にあるのは是れ彼等が個人として其力弱きが故であるからして其目的を達せんとするには先づ其力を大にして企業家と對當の地位に立たなければならぬ。此れ即今日の社會組織の下に於て勞働者が其地位を改善する爲めには徹頭徹尾勞働組合組織の必要ある所以に外ならぬ。而して此合同は一般企業家其他社會の凡ての人々が各自の窮境を脱し、其地位を改善する爲め從來行ひ來たりし所であつて、決して勞働者にのみ特有の方策ではないのである。然るに世には此勞働組合を以て産業上の紛爭を大ならしめ、社會の秩序を亂すが故に不可なりとなすものがある。けれども此議論も亦職工組合發達の歴史を無視するものであつて、等しく誤まれりと云はなければならぬ。蓋し勞働組合の發達が決して資本家と勞働者との間に於ける事端を繁くするものに非ざることはかの勞働組合の發達以來英米に於ては同盟罷業の數の却つて減少したる事實に徴して之を證することが出來るのである。特に企業家は勞働組合の存在する場合には其組合に就き勞働者の不滿を聞き、或は之に對し其企業の狀態を示し、其立場を辨護し得るの機會を得るからして、之が爲め同盟罷工を未發に防止し得る効果は極めて大なるものがあるのである。而して此種の關係は之を個人間又は國際國に就て見るも同じであつて、双方又は兩國が地位、實力を同じくする場合には双方互に尊敬し合ふから喧嘩や戰爭は起らないが、此實力地位の權衡がとれなくなると一方が他を侮蔑するからそこで兩者の間が不和になり、爭が起ると同じである。よし又近年同盟罷業の頻發して其危險の大なるものありとするも、而も團結に伴ふ弊害は勞働者にのみ限るものでなくして、企業家の團結にもあるのである。況んや此勞働の不安も適當の方法を以てせば國家の力を以て解決し得るの途あるに於てをやである。何れにして今日の經濟制度の下に於ては勞働者をして企業家と對當の地位に立たしむることは其地上を改善する上に於て必要の前提をなすものと云はなければならぬ。

所謂治安警察法第十七條の解釋に就て。

然らば我國には勞働組合は成立し得ざるやと云ふに決して然らず。我帝國憲法は其第二十九條に於て結社の自由を認むると共に、治安警察法第十七條は間接に勞働組合の組織を公認してゐるのである。只今日迄勞働組合の成立しなかつたのは右第十七條の解釋如何を恐れたるもののやうである。然るに政府が今議會に於て明かに勞働組合の合法的行爲たることを明言したのは此組合を公認したのであつて從來固陋なる當局者の見解の一段の進歩として余輩の稱賛を惜まない所であるけれども、而も同條の撤廢を肯せず又は勞働組合に關する特別の法規の必要を認めずとなしたるは依然として當局者の胸中には勞働組合の發達に對し嫌忌の念を有することを示すものであつて、余輩慊らざる處である。然るに一方民間には同第十七條の撤廢なくんば縱令政府が勞働組合の成立を默許するも勞働組合は事實上成立するものに非ずとなし、以て一日も早く同條の廢止を叫んでゐるのである。然れども余の見る處を以てすれば此等政府及民間に於ける議論及同條の解釋は双方共に誤つてゐると信ずるのである。則ち余輩の見解によれば若し政府にして勞働組合を認めつゝ而も一方に如

上の危險を恐るるならば速かに同法第十七條を撤廢し之に代ふるに新たなる法規を以てするの必要があるのである。又同條の下に於て勞働組合及同盟罷業の行はる可からずと云ふ議論に對しては余はその必しも然らざるを信ずるのである。乞ふ左に所謂治安警察法第十七條中本論に關係する部分を擧げて其の然る所以を示さん。

第十七條　左の各號の目的を以て他人に對し暴行、脅迫若くは公然誹毀し、又は第二號の目的を以て他人を誘惑若くは煽動することを得ず。

一、勞働の條件又は報酬に關し協同の行動をなす可き團結に加入せしめ又は加入を妨くること。

二、同盟解雇若は同盟罷業を遂行するが爲使用者をして勞務者を解雇せしめ若くは勞働者をして勞務を停廢せしめ又は勞務者として雇傭するの申込を拒絶せしむること。

三、勞務の條件又は報酬に關し相手方の承諾を強ゆること。

吾輩は此の條文を以て次の如く解釋せんとするものである。

（一）第一號は暴行、脅迫若くは公然の誹毀によらざる限りは傭主又は勞働者の團結を認めたものである。換言すれば團結の自由を認めて其強制に陷るを禁じたものである。此種の團結には一時的のものと永續的のものとあるが、永續的のものの中には勿論勞働組合を含むのである。一時的のものには種々の目的を以て成さるゝものがある、而して第二號に規定する同盟罷業及び同盟して工場を閉鎖するが如きも亦此中に含まるゝこと勿論である。

（二）併かしながら同盟解雇と同盟罷業とは第二號の規定する處であるからして此の二つの目的で第二號規定の行爲をなさしむる爲めの行動は誘惑や煽動でも罰せられる。但し誘惑、煽動に非ざる以上は同盟罷業の爲めの勸誘は認められてゐるのである。而して余は或種の行動にして如何にしても所謂誘惑又は煽動と解釋す可らざる勸誘のあるを信ずるものである。

此中問題となつてゐるものは第二號の規定である。これによれば同盟罷業のための勸誘は誘惑又は煽動と目せられても罰せらる恐がある。然るに誘惑又は煽動によらざる同盟罷業は不能であるから事實上同盟罷業は行はれない。既に同盟罷業行はれずば勞働組合を組織するも何等の効果はない。故に勞働組合の發達の爲には是非共同條を撤廢しなければならぬと云ふのである。然れども余は此第一號と第二號を解釋して我國には勞働組合の組織及び之による同盟罷業の權利が認められてゐるものと信ずるのである。蓋し勞働條件又は報酬に關し協同の行爲をなす團結例へば勞働組合が認められ而して此組合員が協同一致の行動を約する以上は一朝傭者に對する要求の容れられずして同盟罷業の決議をなすに於ては當該組合員は何れも皆此決議に拘束せらるゝものである。而して此際組合が一部の組合員に對して此の決議に服從を迫まるも之を以て決して誘惑又は煽動と稱することは出來ないからである。蓋し自ら一致の行動をなすことを約束して之に拘束せらるゝのは之れ自己の意思に出でたるものであつて何等他人の意思に左右せらるゝものでないからである。勿論組合は第二號末段の規定あるが爲組合員外のものを強制誘惑煽動する事は出來ない爲に罷業の成巧は時に失敗する事があらんも、而も勞働組合が組合員をして行はしむる限りは之を禁ずる規定はないのである。論者或は同盟罷業を行ふ勞働組合の成立を勸誘するは是れ第二號規定の目的を以て他人を誘惑若は煽動するものである。故に勞働組合の組織は第一號の適用を受くる許かりでなくして尙第二號の適用を受くるものなりと云ふ。然れども此議論は如何なる方面より

するも之を認容することは出來ないのである。

（一）文理解釋の上よりすれば第二號は同盟罷業をするために勞務を停廢せしむる目的にて他人を誘感又は煽動する場合に適用せらる可きものであつて平時勞働組合に加入する勸誘に適用せらる可きものではない。何となれば勞働組合の目的は勞働者の地位の改善であつて、同盟罷業を主眼又は目的とするものでない。勞働組合が同盟罷業を行ふのは萬一の場合、最後の手段として行ふのであつて、何人と雖も平常の時に於て勞働組合が其組合に加入せしむる勸誘を以て「同盟罷業を遂行する爲めに勞働者の勞務を停廢せしむるを目的とする行動なり」と云ふものはあるまい。況んや刑罰的規定は嚴格に解釋す可きものであつて、かかる廣汎なる解釋は許す可からざるものなるに於てをや。（二）之を法文の精神より云ふも勞働者の團結の自由を制限するのは之が強大なる力を有して同盟罷業をなし又は相手方を強ゆるが故である。然るに第二號に同盟罷業を制限し、第三號に相手方を強ゆるを制限する以上は何の必要ありて第一號を置く必要があるか。我輩を以て見れば第十七條は平常勞働條件改善のためには萬一の場合に同盟罷業位はなし得る底の力を有する勞働組織を要するから此種の團結は暴行脅迫若は公然の誹毀によらざる以上は許すが、只組織的訓練なき一時的の不平の勃發たる同盟罷業は之を嚴重に取締る必要より第二號の規定は出でたるものと信ずる。是れ此種の組織なき突發的の同盟罷業は屢罷業のために罷業を煽動する政治的運動に利用せらるゝの恐れあるからである。

（三）之を政治上の責任より見るも政府は今議會に於て勞働組合の成立を禁止せざることを明言した。勞働組合の既に認めらるゝ以上は同盟罷業の權利は當然認められたるものと云はなければならぬ。蓋し同盟罷工の權利を認められざる勞働組合の如きは經濟上嚴密なる意味に於ける勞働組合ではなくして一つの共濟組合に外ならぬからである。此故に政府の公けに認めをるかかる組合が同盟罷業を行ひたればとて之を罰する如き亂暴は如何に司法權は獨立すと雖も之を爲し得るものでない。決して法の運用宜しきを得たるものと云ふことは出來ない。況んやかかる解釋の不當なるに於てをやである。

組合法制定の急務

以上を以て吾人は今日我國に於て勞働組合及此組合による同盟罷業の法律上可能なる所以を説明した。尙同盟罷業の成效のためには第二號末段の規定の妨害となること、及組合組織にならざる同盟罷業の事實上制限せらるゝを附言する。然かり而して余輩の以上の解釋にして誤まりなからんか我現行法は勞働組合運動を妨害せざるのみか、却つて諸國に比し或る點に於て非常に大なる自由と力を與へてゐるのである。かの當局の如き組合法の制定を以て勞働組合運動を助長するものとし、之を嫌忌してゐるけれども我輩を以て見れば現行法こそ却つて當局者の眼を以てすれば危險であると信ずるのである。

蓋し獨逸、佛蘭西、英國等の如き勞働運動を律すること頗る寛大なる國に於ても猶同盟罷業を行ふことを許さざる範圍を規定してゐる。或は又組合員の自由を保障して組合の組合員に加ふる拘束制限を除去するの規定を置いてゐるのである。即獨逸の如きは一般公衆の生命財産に至大の關係を有する公益事業例へば鐵道、郵便、電信、電話、瓦斯、水道、等の事業には同盟罷業を許さぬの規定があるのである。又勞働者の

團結の自由を認むるも同時に勞働者がかゝる團結及拘束より脱退するの自由を認め勞働者は之に對して何等法律上の義務なき旨を規定して以て組合の組合員に對する壓迫を制限してゐるのである。故に勞働組合に屬する組合員も自己の意に反して同盟罷業を强要せらることはないのである。然るに我國に於ては政府は此度勞働組合を認めたれども、而もかゝる規定はないのである。茲に於てか將來我國に勞働組合が發達して、其規約に於て組合員の脱退に關し時間的制限を加ふに於ては組合員は自己の意に反し、同盟罷業を强いらるるに到るものであつて之が爲組合の立場より云へば我國の勞働組合は他國の勞働組合よりも此點に於て一層有効に同盟罷業を行ひ得るものである。特に公益事業に付ての同盟罷業の制限も存せざるが故に若し此等の事業に就き勞働組合の發生するに到らば後日大事を發生するに到るやも知る可からざるものがあるのである。此故に吾人は我當局が既に勞働組合の成立を認むる以上は之を助長する意味より云ふも、亦其危險を防止する點より云ふも一日も早く勞働に關する規定を發布し、之によつて勞働組合の活動し得る範圍を明確に規定し、以て勞働問題の解決に盡すを以て其急務なりと信ずるのである。

（回顧すれば余が本誌に評論の筆をとりてより既に滿一ヶ年を經過した此間余は余の懷く經濟理論及び經濟思想を基礎として、時々は起り來れる經濟問題を論評するの機會を得たのであつて、是れ余の滿足して措かざる處である。而して此の貴重なる本誌の一隅を割愛して余に此の光榮を得せしめたのは是れ本誌の編輯者たる堀江博士と高城教授の高恩であつて、一は又余の愚論の連載を永く寛恕せられたる讀者諸君の賜である。今や余は都合により暫らく評論の筆を收めんとするに望み謹んで堀江高城兩先生の高恩と讀者諸兄の厚意を感謝するものである。）

理財學會々報

◎理財學會例會　大正八年二月十日午後一時半大講堂にて開催す。定刻左記諸教授の講演ありき。此日數日來の積鬱尚校庭を埋め寒氣厳びしかりしも可成の聽衆を見たり。

一、思想問題としての「デモクラシー」　安倍能成君

一、近世經濟思想變遷の概要　高橋誠一郎君

一、十九世紀文明回顧　小林澄兄君

尚當日四村教授の「囚人の自治」と題する講演ある筈なりしも同氏多忙の爲め參會せられざりしは遺憾なりき。閉會後卒業幹事の送別會を兼ね萬來舍に晩餐會を開く。高橋、小林の兩教授を中心として一同歡談を交へ九時散會す。晩餐會出席者、高橋、小林兩教授、三年幹事、大谷、廣瀬、二年幹事奥谷、古内、宵木